

書、先ほど配付資料でも紹介しましたけれども、この当たはめのところを説明するいわゆる会議では、工学的という言葉が出てくるんですね、この周辺原子力施設に当たるかどうかは工学的に判断しますと。

工学的と包んでしまえば、何かあたかも科学的に検討しているかのように一般の人は聞くかもしれませんが、実際には、この配付資料一にあるように、周辺であることはもう間違いないわけです。

これでは十分な審査とは言えませんし、私はこんな審査をもとに出した許可というのは取り消すべきだというふうに思います。委員長、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
先生に配付していただいた資料の三にございますけれども、「対象とする原子力施設」、三ポツのところですが、「審査において考慮の対象とする施設は、工学的に判断されるものである」と。以下に、その基本というのは、主に距離関係等々において、その対象施設を定義しております。

まず、判断によつて、東海再処理施設は東海第二原子力発電所における対策に重大な影響を及ぼすことはないという判断に基づいて、対象から外しております。対象から外しておりますから、審査書にはその記述は出てまいりません。

○藤野委員 当たり前のことであつて、私が指摘したことそのままでござつただけであります。審査会合、私も読ませていただいておりますが、審査会合で問題になつたわけです、初めに、この文書がなぜ出てきたかというのを聞いたときに、やはりみんな心配なわけですよ、周りにいろいろあるから大丈夫かと。それで、考えを整理しようと委員長自身が指示をして、この文書ができてきました。できてきたのに、まさにきっかけになつたその東海で、それを

当たはめから外していく。

こういうとんでもない運用がされているというここと、それをもとに東海第二の再稼働の許可が出たということは絶対に許せないとということを、取り消すべきだということを主張して、質問を終わります。

○高木委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 田嶋要でございます。無所属の会ですか。

更田委員長、いつも御苦労さまでござります。また、きょうも長時間にわたりまして、私が最後の質問者となりますので、よろしくお願ひいたします。

春も一度ほど委員会で御質問させていただきました。そのときも申しましたが、やはり定期観測

といふことが何事につけ大事でございますので、委員長にまず一つお尋ねしますけれども、この黒川委員長の「規制の虜」はお読みになりましたでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
黒川委員長には、原子力規制委員会にお越し

ただく機会がありまして、公開の場ですが、意見を伺う機会をいただきました。

その際に、その著書も改めてお持ちをいただきましたので、その著書については拝読させていた

だきました。

○田嶋委員 ありがとうございます。前進したと

思います。

前回、黒川委員長と直接お会いしたことがないというお話をございましたので、私からも黒川委員長にもお願ひもした記憶がございますが、そう

す。

委員長は当然ながら原子力の御専門ではございませんが、黒川委員長がこの御著書の中でいろいろ御指摘されていることは、原子力のこととは限らず、組織の問題がいろいろと御指摘を受けている

わけでございますので、今、委員会として規制庁

を、全体を責任を負つておられる更田委員長には、ぜひともここでいろいろ御指摘をされていること

を、全てが、一から十まで全部正しい御主張かど

うか私はよくわかりませんけれども、やはりあらかた、こういったお立場で、国会事故調査委員長、そして、来週金曜日には私たち黒川委員長

始め四名の方のボードの質問時間もいただくわけ

でございますので、ほかでもないこうした御指摘をたくさん下さっている黒川先生の御指摘はやはり謙虚に受けとめながら、改善できることをぜひ

やついただきたいと思います。

きょうは、そうした問題、前回提起させていた

だいた問題は取り上げませんので、また来春に質問させていただきたいというふうに思います。

それは、きょうの質問は、これまでいろいろもう既にありましたけれども、やはり通底する大きな課題は、情報発信の課題なんだろうというふうに思います。言い方をかえればリスクコミュニケーションという

ケーションがまだまだ課題が多いということを、規制庁、規制委員会の使命は何ですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
原子力規制委員会の使命は、確かな規制を通じて、規制庁、規制委員会の使命は何ですか。

きょうのさまざまの委員の質疑、やりとりを見て

いても感じるわけでございますが、委員長、これは質問通告をしていないんですけれども、改めて、規制庁、規制委員会の使命は何ですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
原子力規制委員会の使命は、確かな規制を通じて、放射線の悪い影響から人と環境を守ることに

あります。

そのため、常に新たな科学的、技術的知見を入手することに努め、また、独善に陥ることなく、広く耳を傾けて、基準類に関するては、バックフィットという大きな武器を与えていただいておりますので、基準の改正に努め、また、厳正厳格な審査等を通じて国民の信頼を少しでも得られる

命、全くそのとおりでございますが、その原点をやはり忘れずに日々取り組んでいくということが何より大事だというふうに感じます。

そこで、通告してある最初の質問でございますが、東海第二原発に関しまして私もお尋ねをいたしましたが、正直、一丁の話が中心のこの場で、い

ますが、東海第二原発がございますが、それが、最も最近はむしろ東海第二原発のニュースがよく新聞でも見かけるようになりました。きのうの質問者となりますので、やはり先ほど申し上げた情報発信、リスクコミュニケーションという意味でも大変まことに感じをしているわけ

でございます。

そこで、きょうお手元の資料でおつけをしております資料の①でござりますが、原電が六市村、五つの市との間で結んだいわゆる安全協定でござりますけれども、その下の方の第六条、「実質的事前了解」ということでございますが、これがまさにもめた原因の文書でございます。そして、これをもとに、先日、原電のトップがおわびをされただという報道があつたわけでござりますけれども、改めて、規制委員長のお立場で、この文言も改められて、規制委員長の立場で、この文言も改められて、実質的に事前了解を得るといふことに関しても、委員長はどういう御認識をお持ちかと、ということを教えてください。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
この安全協定は、あくまで事業者と地元の方々との間の関係のものでありますので、原子力規制委員会はこの協定について意見を申し上げるべきございませんし、また、意見を申し上げるべきでもないというふうに考えております。

○田嶋委員 これは、おっしゃるとおり、民民といふか、電力事業者、原発を動かしたいと考えた協定でございますが、私がお尋ねしたいのは、やはり、先ほど原子力規制委員会の使命といふことを改めてお尋ねをいたしました。確かに規

